

京都市上下水道局告示第50号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年11月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

宇治市広野町小根尾23番地の2

久保田工作所

代表者 久保田 幸治

2 変更事項

(代表者の変更)

久保田 昭治から久保田 幸治に変更

(上下水道局下水道部管理課)